

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

第 74 期

(2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日)

**株式会社パスコ**

「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令及び定款第 18 条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.pasco.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

# 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

## 1 決議内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、以下の通り基本方針を 2017 年 4 月 21 日開催の取締役会において決議しております。

### 1. 総論

本決議は会社法第 362 条第 5 項に基づき、代表取締役社長により具体的に構築される当社の内部統制システムの基本方針を明らかにするものである。本決議に基づく内部統制システムの構築は各担当部門長の下で実行され、不断の見直しにより改善が図られるものである。

### 2. 取締役と使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の役職員はセコムグループの一員として、法令・定款遵守（コンプライアンス）を含む職務執行の行動基準である「セコムグループ社員行動規範」に基づき行動することが求められる。「セコムグループ社員行動規範」は、親会社であるセコム株式会社が創業以来培ってきたセコムの理念をもとに、すべての役職員の公私に亘るあり方と具体的な日々の職務執行における行動基準（反社会勢力との関係遮断を含む）を定めたものであり、すべての行動の根幹となる規範である。当社におけるコンプライアンスの運用体制は次のとおりである。

- ①当社の事業にとって不可欠な要件は、法令・定款の遵守はもとより、その精神に基づいた、より厳格な組織運営を行うことにある。これを実践するべくグローバルに法令遵守水準の維持・改善に責任を有するコンプライアンス統括責任者を置くとともに、コンプライアンスを含む行動規範の第一線の推進者は一人ひとりの社員であるという考えに基づき、その指導推進は各組織ラインの責任者が行い、代表取締役社長が全社を統括する。
- ②各分野別の責任を持つ部門長は、特に自らの担当する分野の関連法規及び当該法規の業務運営との関連について精通し、法改正等への対応策を代表取締役社長に提案する責任を有する。法務部門その他の関連部署はこれらを支援し横断的に整合を取る。
- ③代表取締役社長の命により内部監査部門が適時組織横断的に査察し、法令及び当社規程の遵守を推奨することにより士気を向上させるとともに矯正すべき事項を指摘する。査察の結果は代表取締役社長に直ちに報告される。
- ④役職員は行動規範に反する行為を知ったときは臆することなく、しかるべき上司に報告する義務を負っているが、報告しても是正措置がとられない場合や報告することが困難な状況にある場合等のときは、法務部門に通報できる社内通報窓口（ほっとヘルpline）を設置する。また、匿名の通報を希望する者のために、外部弁護士による「社外通報窓口」を設けている。この通報により通報者は何らの不利益も受けず、そのことは秘密事項として扱われるとともに直ちに必要な調査が行われ適正な処置がとられる。
- ⑤会社組織の維持発展の要である組織風土に関する重要な問題（コンプライアンスにかかわる事項を含む）を審査し、事業リスクに関する重要な決定を行うため代表取締役社長を委員長とする常設のコンプライアンス経営実行委員会を設置する。コンプライアンスにかかわる重要な事項の制定・改正は、コンプライアンス経営実行委員会で審議のうえ、監査役の意見を得て取締役会の承認を得るものとする。
- ⑥財務報告に係る内部統制については企業会計審議会の基準に従い基本的計画及び方針を決定し評価を行う。

### 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報（取締役会議事録・決裁文書など）は、当社規程に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む）を行い、必要に応じて運用状況を検証し、見直しを行う。
- ②①の規程等の新設、重要な改変は、監査役の意見を得て取締役会の承認を得るものとする。

### 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社はリスク管理規程を定め、事業リスクに対応する管理態勢を整備し組織的・継続的に監視することを徹底するほか、リスクごとに管理責任を明確にし責任者を選任する。当該責任者は次の責任を有する。
    - (1)あらかじめリスクを想定・分類する
    - (2)有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する
    - (3)日常的なリスク管理状況の監査を実施する
  - ②同責任者は、代表取締役社長、取締役会、監査役会にリスク管理に関する事項を報告する。
  - ③リスク管理規程の重要な改変は、監査役の意見を得て取締役会の承認を得るものとする。
- 当社のリスクを次の通り分類する。
- ・ハザードリスク（災害・事故等）
  - ・戦略リスク（事業戦略・計画等）
  - ・業務リスク（業務事故・取引事故等）
  - ・報告リスク（財務報告・公的報告等）
  - ・コンプライアンスリスク（法令・内規等）

## 5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①全取締役は、取締役会における経営上の意思決定、取締役の執行上の意思決定その他すべての業務運営の基本となる理念を共有するため、「経営理念と社員行動規範」を基軸とする運営・執行を行う。
- ②当社は取締役の職務の執行にあたり、全社総力を結集するため、ITを駆使したシステムによって即時にその徹底を図る体制をとる。また、示通達の周知や決裁文書による個別意思決定、執行のためのITシステムを整備し、速やかに徹底・実行できる体制とする。
- ③当社は中長期の「事業ビジョン」を共有し、その実現に向けて年次事業計画を取締役会で策定、その進捗を取締役会で審議する。

## 6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

### 6-1. 親会社との関係にかかる体制

- ①当社は、上場会社として独立した立場で経営の決定を行なう。
- ②バスコグループ各社は「経営理念と社員行動規範」を基本理念として、グループの役職員が一体となって適正な業務運営に努める。
- ③セコムグループ総体としての事業ビジョン達成に向けグループシナジーを高めるため、重要意思決定についての親会社との事前協議・承認事項の整合、重要事項報告の確認を明確にする。

### 6-2. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社の役職員は子会社との間のグループ運営において「グループ会社運営規程」にもとづき行動する。
- ②バスコグループ各社は、その規模・業態・グループ戦略上の位置づけ等をふまえ、業務の適正を確保するために当社の体制に準じて必要な整備を行う。
- ③当社の代表取締役社長は内部監査部門に命じ、必要に応じて子会社を査察するものとし、子会社は親会社である当社の査察を受け入れ、その指導を受けるとともに、当社と情報交換を行い、コンプライアンス上の課題及び事業リスクの把握に努める。
- ④子会社各社の役職員がコンプライアンスに反する行為を知った時に当社の法務部門に通報できる社内通報窓口（ほっとヘルpline）を設置する。
- ⑤重要な子会社については当社の監査役が訪問し、内部統制に関する監査を実施する。
- ⑥当社監査役会は、グループ各社の監査役と緊密な連絡をとり、情報の共有化を図る。

### 6-3. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社の代表取締役社長は、子会社の社長並びに監査役等と緊密な連絡をとることにより、グループ情報並びに運営理念の共有化を図り、グループ総体の内部統制にかかる諸問題の討議等を行い、業務の適正に努める。

### 6-4. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

バスコグループ各社は「リスク管理規程」に則り、事業リスクに対応する管理態勢を整備するとともに、「グループ会社運営規程」に則り、運営管理事項の報告を行う。また重要事項発生時には当社に遅滞のない報告を行い当社の統制下で適切な対応をとる。

### 6-5. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

バスコグループ各社はITを駆使したシステムによって職務の執行にあたるとともに、バスコの情報セキュリティ基本方針に則り運営管理及び経営情報等についてIT統制を行う。またその運用状況について適時に親会社である当社の査察を受けるものとする。

## 7. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役の職務を補助する使用者が必要な場合は、当社の使用者から監査役補助者を任命する。

## 8. 上記7.の使用者の取締役からの独立性および監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役補助者の評価は監査役が行い、その任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- ②監査役より、監査業務に必要な命令を受けた補助者はその命令に関して、取締役、使用者の指揮命令を受けず、また報告義務も負わない。

## 9. 監査役への報告に関する体制

### 9-1. 取締役および使用者が監査役に報告するための体制

- ①当社の役職員が監査役に報告すべき事項は、監査役会と協議のうえ次の通りとする。
  - (1)経営および財務並びに事業遂行の状況
  - (2)会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - (3)重要な訴訟・係争に関する事項
  - (4)内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
  - (5)重大な法令・定款違反
  - (6)社内通報窓口（ほっとヘルpline）の通報状況及び内容
  - (7)コンプライアンス経営実行委員会その他で決議された事項
  - (8)その他コンプライアンス上重要な事項
- ②当社の役職員は、社内通報窓口（ほっとヘルpline）により法務部門を通じて監査役へ報告する体制とする。

9-2. 当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者および使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制  
パスコグループ各社の役職員は、社内通報窓口（ほっとヘルpline）により法務部門を通じて当社の監査役へ報告する体制とする。

10. 上記9. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

報告された内容は、「内部通報制度運用規程」に則り、秘密事項として扱われ報告者は何らの不利益も受けず、直ちに必要な調査を行い適正な処置をとる。

11. 会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役会に対して、監査役の職務の執行について生ずる正当な費用の前払又は償還を受ける機会を保証する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

- ①当社の監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するなど、監査が実効的に行われるようとする。
- ②当社は、監査役会に対して、独自に弁護士に委任し、また、必要に応じて専門の会計士に委任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。

## 2 体制の運用状況の概要

当社は、前項6-1の基本方針に基づき内部統制システムを構築し、適切な運用を行っております。  
当事業年度におけるその運用状況の概要は、次のとおりであります。

### ①業務執行の適正性および効率性等の確保について

当社は、経営理念に基づき「セコムグループ社員行動規範」を基準に法令・定款遵守の職務を執行しており、分野別の法令改正への適切な対応、適時組織横断的な査察の実施、内部通報への適切な対応、財務報告に係る内部統制の有効性に関する適切な評価により、業務の適正性を確保するよう努めています。また、より一層の内部統制強化およびコーポレートガバナンス強化を図るべく継続して改革改善（関連する社報12件、規程改定10件）を進めております。

当事業年度は14回の取締役会を開催し、経営方針および経営戦略にかかる重要事項の決定ならびに取締役からの業務報告を行うとともに、社外取締役および監査役を交えた活発な審議の下において業務執行状況の監督を行いました。また、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス経営実行委員会を4回開催し、コンプライアンスおよび事業リスクに関する適時な情報（内部通報、法令適合性、内部統制を含む監査の計画および結果等）の共有を図るとともに、重要な事案については関係取締役に対して迅速な情報展開を行い必要に応じて対策本部を立ち上げリスク管理を徹底いたしました。取締役会議事録・決裁文書などは、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存および管理を行うとともに、業務運営情報（10種）を全取締役および監査役へ閲覧開示する環境を整えております。

### ②親会社との関係ならびに当社および子会社における業務の適正性を確保する体制について

親会社の取締役、監査役との相互ミーティングによりグループシナジーの向上を図るとともに、親会社と当社の内部監査部門の間において緊密な意見交換を行っております。

当社の役職員が子会社の取締役および監査役に就任し、子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われていることを監督するとともに、内部監査部門が監査計画に基づき当社各部門および子会社の業務監査を実施し、業務の適正性を確保するよう努めています。また、月次にて報告された当社各部門および子会社からの運営概況をもとに、部門長並びに子会社社長と適時に緊密な連絡をとり業務の適正に努め、「グループ会社運営規程」に基づく子会社から的重要事項報告に対して適切に承認もしくは決裁等を行いました。IT統制については当社の情報セキュリティに係る規則に則り統制を確保し社員の情報セキュリティ意識の維持向上を図っております。

### ③監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制について

当社は、監査役補助者として使用人を2名配置し、監査役の指示に従い監査業務を補助しております。監査役は、取締役会のほか経営会議、投資会議ならびにコンプライアンス経営実行委員会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社および子会社の役職員から職務執行状況を聴取しております。また、代表取締役社長、会計監査人との間で定期的に意見交換等を行うとともに、法務部門および内部監査部門等に対して月次にてヒヤリングを実施しております。当事業年度は13回の監査役会を開催しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,758	7	12,700	△ 565	20,900
当期変動額					
剰余金の配当			△ 504		△ 504
親会社株主に帰属する当期純利益			2,459		2,459
自己株式の取得				△ 3	△ 3
自己株式の処分		0		0	0
自己株式の消却		△ 556	△ 8	565	—
資本剰余金の負の残高の振替		549	△ 549		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△ 7	1,396	561	1,951
当期末残高	8,758	—	14,096	△ 3	22,851

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	80	73	369	523	419	21,843
当期変動額						
剰余金の配当						△ 504
親会社株主に帰属する当期純利益						2,459
自己株式の取得						△ 3
自己株式の処分						0
自己株式の消却						—
資本剰余金の負の残高の振替						—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 79	152	△ 100	△ 27	54	27
当期変動額合計	△ 79	152	△ 100	△ 27	54	1,978
当期末残高	0	226	269	496	474	23,822

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1-1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 10社

主要な連結子会社名

株GIS北海道、株GIS関東、東日本総合計画株、PT. Nusantara Secom InfoTech、PASCO (Thailand) Co., Ltd.

海外事業の適正化の一環として、株式売却によりブラジル連邦共和国の子会社1社を連結の範囲から除外しております。

#### 1-2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1社

主要な会社名 共立航空撮影株

(2) 持分法を適用しない関連会社

①関連会社

2社

②持分法を適用していない理由

当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 1-3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、PT. Nusantara Secom InfoTech、PASCO (Thailand) Co., Ltd. のほか2社は決算日が12月31日であり、その決算日の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。ほかの連結子会社の決算日は、連結決算日（3月31日）と一致しております。

#### 1-4. 会計方針に関する事項

##### (1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準 原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品 主に個別法

その他の棚卸資産

商品・貯蔵品 最終仕入原価法

##### (2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～50年

機械装置及び運搬具 4～6年

工具、器具及び備品 3～15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年（社内における利用可能期間）

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に対応する額を計上しております。

#### ③役員賞与引当金

役員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に対応する額を計上しております。

#### ④工事損失引当金

請負業務等の損失に備えるため、将来損失が発生すると見込まれ、かつ、連結会計年度末時点で当該損失額を合理的に見積ることが可能な請負業務等について、翌連結会計年度以降の損失見積額を引当計上しております。

#### ⑤契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

#### ①請負工事契約

##### (ア) 測量・調査・設計業務

当社は、航空写真測量、都市計画基本図などの図化、道路や上水道・下水道をはじめとする各種台帳、固定資産税基礎資料や課税業務、防災・減災に向けた河川・砂防関連対策、森林資源の適正管理、農地利用状況調査、GIS（地理情報システム）を活用した業務・支援等を行っております。

これらの取引については、原則として、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しております。工事の進捗度を合理的に測定できる場合にのみ、期末日における見積総原価に対する累積発生原価の割合に基づくインプット法を使用して、売上高を計上しています。当初の売上高の見積り、完成までの進捗状況に変更が生じる可能性がある場合は、見積りの見直しを行っております。

工事の進捗度を合理的に測定できない場合、発生する費用を回収することが見込まれる契約については、原価回収基準に基づいて収益を認識しております。

取引の対価は、主として履行義務の充足時点から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

##### (イ) システム開発業務

当社は、自治体行政事務の効率化や住民サービス提供、および民間事業者に向けたソリューション提供のためのシステム開発およびシステム運用保守サービス業務を行っております。

これらの取引については、システムの開発および導入支援サービスの提供と、導入後のシステム運用保守サービスの提供をそれぞれ独立した履行義務として認識しております。システムの開発および導入支援サービスの提供は、進捗度を合理的に測定できる場合にのみ、期末日における見積総原価に対する累積発生原価の割合に基づくインプット法を使用して、収益を認識しております。システム運用保守サービスの提供は、契約期間に応じて按分し、収益を認識しております。

取引の対価は、主として履行義務の充足時点から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

## ②製品および商品の販売

### (ア) 製品の販売

当社は、自治体向けの住民サービス提供支援ツールや、民間事業者向けの商圈分析等のエリアマーケティング分野、配送計画や移動体の管理等のロジスティクス分野における業務支援ソフトウェア製品等の販売を行っております。

これらの取引については、顧客との契約に基づく当該製品の引き渡しと、月額利用サービスの提供をそれぞれ独立した履行義務として認識しております。製品の引き渡しは、顧客が製品を検収した時に資産の支配が顧客に移転するため、当該時点での収益を認識しております。月額利用サービスの提供は、一定の期間にわたり履行義務が充足されるため、サービス提供期間ごとに収益を認識しております。

取引の対価は、主として履行義務の充足時点から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

### (イ) 商品の販売

当社は、航空写真、衛星画像データ、3次元データ、エリアマーケティング用各種データまたは地図コンテンツ等の販売を行っております。

これらの取引については、顧客が商品を検収した時に資産の支配が顧客に移転するため、当該時点での収益を認識しております。

取引の対価は、主として履行義務の充足時点から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

## (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### ①退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理しております。

未認識数理計算上の差異は、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### 2-1. 収益認識に関する会計基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

従来は請負業務について成果の確実性が認められる部分は工事進行基準を、その他については工事完成基準を適用しておりましたが、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、進捗率を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる契約については原価回収基準で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減する方法を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益、および親会社株主に帰属する当期純利益に与える影響は軽微であり、また利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

なお当連結会計年度の1株当たり情報に与える影響は軽微あります。

収益認識会計基準等の適用により、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することいたしました。

### 2-2. 時価の算定に関する会計基準

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これにより、時価のある株式については、期末決算日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法を採用しておりましたが、当連結会計年度より、期末決算日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

## 3. 収益認識に関する注記

### 3-1. 収益の分解

当社グループは空間情報サービス業務の単一事業であります。当社国内部門および国内子会社は、国や地方自治体等をお客様とする公共分野およびそれ以外をお客様とする民間分野の国内市場において事業活動を行っております。当社国際部門および海外の現地子会社が海外市场において事業活動を行っております。売上高は、公共部門49,043百万円、民間部門5,734百万円、海外部門1,787百万円であります。

### 3-2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3-3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	79	1
売掛金	26,202	26,495
契約資産	8,183	7,405
契約負債		
前受金	2,273	2,501

(注1) 当連結会計年度における過去の期間に充足した履行義務から認識した収益は、613百万円です。

(注2) 当連結会計年度に認識した収益のうち、当連結会計年度期首の契約負債に含まれていた金額は、1,660百万円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度末
1年以内	19,939
1年超	6,749
合計	26,689

## 4. 会計上の見積りに関する注記

### 4-1. 工事原価総額の見積りに関する注記

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売	上	高	46,161 百万円
売	上	原	32,697

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

請負業務に関する工事収益の計上に際して、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度に基づいて売上高および売上原価を算定しておりますが、当該収益認識に係る進捗度の見積りは、発生した原価の累計額が工事原価総額に占める割合として算定しており、工事原価総額の見積りは、当該収益認識にとって重要であります。

工事原価総額の見積りにあたっては、個々の請負業務案件の契約内容や性質に応じた見積りが必要となるほか、原価項目が多岐にわたり、業務の完了に必要なすべての作業内容に係る費用が工事原価総額に含まれているか否かの複雑な判断が必要となっております。

なお、工事原価総額の見積りにあたり、業務着手後に作業内容の変更があった場合、当該変更が適時かつ適切に工事原価総額の見積りに反映されない場合には工事原価総額および工事進捗度が変動するため、翌連結会計年度の売上高および売上原価の金額に影響を与える可能性があります。

#### 4-2. 先進光学衛星事業に関する固定資産の評価に関する注記

##### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	317 百万円
無形固定資産	1,328
投資その他の資産のその他	25

##### (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

先進光学衛星事業は、宇宙航空研究開発機構（JAXA）が打上を計画している先進光学衛星プロジェクトに、当社が民間事業者として参加している事業であります。

当連結会計年度において、先進光学衛星を搭載予定のH3ロケット1号機の打上時期が、当初予定の2021年度より延期されたことにより減損の兆候を認識しています。

打上時期の延期により、先進光学衛星事業の経営成績が悪化し、減損損失を計上することとなった場合には、連結計算書類に重要な影響が生じることになります。この点、割引前将来キャッシュ・フローと固定資産の帳簿価額とを比較することにより、減損損失の認識の要否判定を行った結果、減損損失の認識は不要と判定しております。なお、減損損失の認識が必要と判定した場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識することとしております。

当該判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、先進光学衛星の運用開始後に国内・海外の顧客から一定の受注を獲得するといった、不確実性を伴う仮定を使用しております。そのため、使用した仮定の見直しが必要となった場合、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼすことから、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

### 5. 連結貸借対照表に関する注記

#### 5-1. その他の棚卸資産の内訳

商 貯	品 品	30 百万円
		8
	計	38

#### 5-2. 有形固定資産の減価償却累計額

8,906 百万円

#### 5-3. 偶発債務

##### (保証債務)

下記の会社等の借入債務等に対し保証を行っております。

COWI A/S	32 百万円
個人住宅ローン等	26
計	58

## 6. 連結損益計算書に関する注記

### 6-1. 工事損失引当金繰入額

売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額 194 百万円

### 6-2. 契約損失引当金繰入額

売上原価に含まれる契約損失引当金繰入額 110 百万円

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 7-1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類、総数及び自己株式の数

#### (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	14,770,266	—	352,241	14,418,025

(変動事由の概要)

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 352,241 株

#### (2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	352,241	2,541	352,291	2,491

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 2,541 株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 352,241 株

買増請求にかかる売却による減少 50

### 7-2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	504百万円	35.0円	2021年3月31日	2021年6月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
576百万円	利益剰余金	40.0円	2022年3月31日	2022年6月23日

## 8. 金融商品に関する注記

### 8-1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入およびセコムグループからの融資による方針です。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権（受取手形及び売掛金）は、顧客の信用リスクに晒されており、外貨建ての営業債権は為替変動リスクに晒されております。当社グループは「与信管理に関する取扱規程」に従い、取引先の信用状況を把握する体制としております。投資有価証券は、基本的に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されているため、上場株式については毎月時価の把握を行っております。

営業債務（支払手形及び買掛金）は、基本的に2ヶ月以内の支払期日であります。

資金調達は当社が行っており、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社は月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

### 8-2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない非上場株式（連結貸借対照表計上額112百万円）、関連会社株式（連結貸借対照表計上額235百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」および「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	1	1	—
(2) 長期借入金	(14,400)	(14,400)	—

(\*) 負債に計上されているものについては、（ ）で表示しております。

#### （注1）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	19,145	—
受取手形及び売掛金	26,411	57
合計	45,557	57

※受取手形及び売掛金については、貸倒引当金を控除しております。

#### （注2）借入金の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内
短期借入金	18,500	—
長期借入金	—	14,400
合計	18,500	14,400

### 8-3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2 の時価：レベル1 のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券株式				
株式	1	—	—	1

#### (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	14,400	—	14,400

#### (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

##### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

##### 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,619円63銭

1株当たり当期純利益 170円12銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

### (固定資産の譲渡)

当社は、2022年2月25日開催の取締役会において、下記のとおり、固定資産を譲渡することを決議し、2022年2月28日付で売買契約を締結し、2022年4月8日に譲渡いたしました。

#### (1) 固定資産譲渡の理由

資産効率および財務体質の更なる向上を図るため、当社が保有する資産を譲渡することといたしました。

#### (2) 譲渡資産の内容

資産の内容及び所在地	譲渡益	用途
土地 1,190.08 m <sup>2</sup>		
建物 2,961.90 m <sup>2</sup>		
所在地 東京都目黒区東山二丁目1115番地2		
土地 185.39 m <sup>2</sup>		
建物 256.94 m <sup>2</sup>	1,096百万円	事務所、他
所在地 東京都目黒区東山二丁目1116番地2		
土地 337.61 m <sup>2</sup>		
建物 660.96 m <sup>2</sup>		
所在地 東京都目黒区東山二丁目1118番地1		

#### (3) 譲渡先の概要

譲渡先につきましては、譲渡先との秘密保持契約により公表を控えさせていただきます。譲渡先は国内事業法人であり、当社との間には記載すべき資本関係、人的関係及び取引関係はなく、当社の関連当事者にも該当いたしません。

#### (4) 譲渡の日程

- ① 取締役会決議日 2022年2月25日
- ② 契約締結日 2022年2月28日
- ③ 物件引渡日 2022年4月8日

#### (5) 今後の見通し

当該固定資産の譲渡に伴い、2023年3月期において、固定資産売却益として1,096百万円の特別利益を計上する見込みであります。

## 11. その他の注記

### 11-1. (退職給付関係)

#### (1)採用している退職給付制度の概要

当社および連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度および企業年金基金制度ならびに一部について確定拠出年金制度を設けております。

企業年金基金制度は総合設立の複数事業主制度であり、当社および連結子会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度同様に会計処理しております。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度および退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る資産・負債および退職給付費用を計算しております。

#### (2)複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の企業年金基金制度への要拠出額は、152百万円であります。

##### ①複数事業主制度の直近の積立状況（2021年3月31日現在）

年金資産の額	63,837 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	47,057
最低責任準備金の額との合計額	
<u>差引額</u>	<u>16,780</u>

##### ②複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合（2021年3月31日現在）

9.4 %

##### ③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、別途積立金11,490百万円および当年度剩余金5,290百万円です。

#### (3)確定給付制度

##### ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

退職給付債務の期首残高	9,528 百万円
勤務費用	659
利息費用	39
数理計算上の差異の発生額	148
退職給付の支払額	△ 322
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>10,054</u>

##### ②年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

年金資産の期首残高	10,209 百万円
期待運用収益	205
数理計算上の差異の発生額	△ 18
事業主からの拠出額	824
退職給付の支払額	△ 322
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>10,898</u>

##### ③簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	114 百万円
退職給付費用	58
退職給付の支払額	△ 19
制度への拠出額	△ 31
<u>退職給付に係る負債の期末残高</u>	<u>121</u>

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る

負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	10,856 百万円
年金資産	△ 11,653

△ 796

非積立型制度の退職給付債務	73
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 723

退職給付に係る資産	△ 901
退職給付に係る負債	177

連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 723
-----------------------	-------

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	659 百万円
利息費用	39
期待運用収益	△ 205
数理計算上の差異の費用処理額	23
簡便法で計算した退職給付費用	58
確定給付制度に係る退職給付費用	575

⑥退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	△ 143 百万円
合計	△ 143

⑦退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	388 百万円
合計	388

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	0.4%
長期期待運用收益率	2.0%

(4)確定拠出制度

当社および連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、230百万円であります。

## 11-2. (その他追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、現段階において入手可能な情報に基づいて、固定資産の減損損失および繰延税金資産の回収可能性を含む見積り項目に与える影響は軽微であると仮定して見積りを行っております。

しかし、この仮定は不確実性が高く、今後の動向によっては将来の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	8,758	425	0	426
当期変動額				
剩余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
自己株式の消却			△ 549	△ 549
資本剰余金の 負の残高の振替			549	549
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	△0	△0
当期末残高	8,758	425	0	425

	株主資本				株主資本合計	
	利益剰余金			自己株式		
	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金			
当期首残高	506	8,572	9,079	△ 549	17,714	
当期変動額						
剩余金の配当	50	△ 555	△ 504		△ 504	
当期純利益		2,199	2,199		2,199	
自己株式の取得				△ 3	△ 3	
自己株式の処分				0	0	
自己株式の消却				549	—	
資本剰余金の 負の残高の振替		△ 549	△ 549		—	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	50	1,094	1,145	546	1,690	
当期末残高	556	9,667	10,224	△ 3	19,405	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	80	80	17,794
当期変動額			
剩余金の配当			△ 504
当期純利益			2,199
自己株式の取得			△ 3
自己株式の処分			0
自己株式の消却			—
資本剰余金の 負の残高の振替			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 79	△ 79	△ 79
当期変動額合計	△ 79	△ 79	1,611
当期末残高	0	0	19,406

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1-1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法  
その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
通常の販売目的で保有する棚卸資産  
評価基準 原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）  
仕掛品 個別法  
商品・貯蔵品 最終仕入原価法

#### 1-2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物 15～50年  
構築物 5～40年  
機械及び装置 5年  
車両運搬具 4～6年  
工具、器具及び備品 3～15年
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
自社利用のソフトウェア 5年（社内における利用可能期間）
- (3) リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- (4) 長期前払費用  
定額法を採用しております。

#### 1-3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に対応する額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金  
役員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に対応する額を計上しております。
- (4) 工事損失引当金  
請負業務等の損失に備えるため、将来損失が発生すると見込まれ、かつ、事業年度末時点での該損失額を合理的に見積ることが可能な請負業務等について、翌事業年度以降の損失見積額を引当計上しております。
- (5) 契約損失引当金  
将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。
- (6) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により発生の翌事業年度から損益処理しております。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理しております。

## 1-4. 重要な収益及び費用の計上基準

### (1) 請負工事契約

#### ①測量・調査・設計業務

当社は、航空写真測量、都市計画基本図などの図化、道路や上水道・下水道をはじめとする各種台帳、固定資産税基礎資料や課税業務、防災・減災に向けた河川・砂防関連対策、森林資源の適正管理、農地利用状況調査、GIS（地理情報システム）を活用した業務・支援等を行っております。

これらの取引については、原則として、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しております。工事の進捗度を合理的に測定できる場合にのみ、期末日における見積総原価に対する累積発生原価の割合に基づくインプット法を使用して、売上高を計上しています。当初の売上高の見積り、完成までの進捗状況に変更が生じる可能性がある場合は、見積りの見直しを行っております。

工事の進捗度を合理的に測定できない場合、発生する費用を回収することが見込まれる契約については、原価回収基準に基づいて収益を認識しております。

取引の対価は、主として履行義務の充足時点から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

#### ② システム開発業務

当社は、自治体行政事務の効率化や住民サービス提供、および民間事業者に向けたソリューション提供のためのシステム開発およびシステム運用保守サービス業務を行っております。

これらの取引については、システムの開発および導入支援サービスの提供と、導入後のシステム運用保守サービスの提供をそれぞれ独立した履行義務として認識しております。システムの開発および導入支援サービスの提供は、進捗度を合理的に測定できる場合にのみ、期末日における見積総原価に対する累積発生原価の割合に基づくインプット法を使用して、収益を認識しております。システム運用保守サービスの提供は、契約期間に応じて按分し、収益を認識しております。

取引の対価は、主として履行義務の充足時点から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

### (2) 製品および商品の販売

#### ① 製品の販売

当社は、自治体向けの住民サービス提供支援ツールや、民間事業者向けの商圈分析等のエリアマーケティング分野、配送計画や移動体の管理等のロジスティクス分野における業務支援ソフトウェア製品等の販売を行っております。

これらの取引については、顧客との契約に基づく当該製品の引き渡しと、月額利用サービスの提供をそれぞれ独立した履行義務として認識しております。製品の引き渡しは、顧客が製品を検収した時に資産の支配が顧客に移転するため、当該時点で収益を認識しております。月額利用サービスの提供は、一定の期間にわたり履行義務が充足されるため、サービス提供期間ごとに収益を認識しております。

取引の対価は、主として履行義務の充足時点から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

#### ② 商品の販売

当社は、航空写真、衛星画像データ、3次元データ、エリアマーケティング用各種データまたは地図コンテンツ等の販売を行っております。

これらの取引については、顧客が商品を検収した時に資産の支配が顧客に移転するため、当該時点で収益を認識しております。

取引の対価は、主として履行義務の充足時点から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### 2-1. 収益認識に関する会計基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」といいます。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

従来は請負業務について成果の確実性が認められる部分は工事進行基準を、その他については工事完成基準を適用しておりましたが、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、進捗率を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる契約については原価回収基準で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減する方法を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益、税引前当期純利益、および当期純利益に与える影響は軽微であり、また利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

なお当事業年度の1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等の適用により、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」および「契約資産」に表示することといたしました。

### 2-2. 時価の算定に関する会計基準

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」といいます。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これにより、時価のある株式については、期末決算日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法を採用しておりましたが、当事業年度より、期末決算日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

## 3. 収益認識に関する注記

### 3-1. 収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類において同様の記載を行っているため記載を省略しております。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

### 4-1. 工事原価総額の見積りに関する注記

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高	41,783 百万円
売上原価	30,362

(2)会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「連結注記表」の「工事原価総額の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

### 4-2. 先進光学衛星事業に関する固定資産の評価に関する注記

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	317 百万円
無形固定資産	1,328
長期前払費用	25

(2)会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「連結注記表」の「先進光学衛星事業に関する固定資産の評価に関する注記」に記載した内容と同一であります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

### 5-1. 有形固定資産の減価償却累計額

7,806 百万円

### 5-2. 偶発債務

(保証債務)

下記の会社等の借入債務に対し保証を行っております。

COWI A/S	32 百万円
個人住宅ローン等	26
計	58

### 5-3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分掲載されたもの以外の関係会社に対する金銭債権・金銭債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	159 百万円
長期金銭債権	135
短期金銭債務	393

## 6. 損益計算書に関する注記

### 6-1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	194 百万円
仕入及び外注高等	1, 429
営業取引以外の取引高	108

### 6-2. 工事損失引当金繰入額

売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額	192 百万円
---------------------	---------

### 6-3. 契約損失引当金繰入額

売上原価に含まれる契約損失引当金繰入額	153 百万円
---------------------	---------

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	352, 241	2, 541	352, 291	2, 491

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

　単元未満株式の買取りによる増加 2, 541 株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

　自己株式の消却 352, 241 株

　買増請求にかかる売却による減少 50

## 8. 税効果会計に関する注記

### 8-1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

投資有価証券評価損	363 百万円
未払金	200
賞与引当金等	190
未成工事損失金	94
未払事業税、未払事業所税	87
売掛金	85
資産除去債務	56
その他	210
繰延税金資産小計	1,288
評価性引当額	△ 508
繰延税金資産合計	779

(繰延税金負債)

退職給付引当金	△ 154
その他	△ 1
繰延税金負債合計	△ 156
繰延税金資産(負債)の純額	623

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### 9-1. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の 子会社	セコムクレジット㈱	なし	—	資金の借入	資金の借入 資金の返済 利息の支払	12,500 13,300 57	短期借入金 長期借入金	12,500 14,400

(注) 借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,346円20銭
1 株当たり当期純利益	152円12銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

連結計算書類において同様の記載を行っているため記載を省略しております。

## 12. その他の注記

### 12-1. (退職給付関係)

#### (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度および企業年金基金制度ならびに一部について確定拠出年金制度を設けております。

企業年金基金制度は総合設立の複数事業主制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度同様に会計処理しております。

#### (2) 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の企業年金基金制度への要拠出額は、139百万円であります。

##### ①複数事業主制度の直近の積立状況 (2021年3月31日現在)

年金資産の額	63,837 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	47,057
差引額	16,780

##### ②複数事業主制度の掛金に占める当社の割合 (2021年3月31日現在)

8.5 %

#### ③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、別途積立金11,490百万円および当年度剩余金5,290百万円です。

#### (3) 確定給付制度

##### ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	9,474 百万円
勤務費用	651
利息費用	37
数理計算上の差異の発生額	154
退職給付の支払額	△ 319
退職給付債務の期末残高	9,998

##### ②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	10,196 百万円
期待運用収益	203
数理計算上の差異の発生額	△ 15
事業主からの拠出額	824
退職給付の支払額	△ 319
年金資産の期末残高	10,890

##### ③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	9,998 百万円
年金資産	△ 10,890
	△ 892
未認識数理計算上の差異	386
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 505
前払年金費用	△ 505
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 505

④退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	651 百万円
利息費用	37
期待運用収益	△ 203
数理計算上の差異の費用処理額	23
<b>確定給付制度に係る退職給付費用</b>	<b>509</b>

⑤数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	0.4%
長期期待運用収益率	2.0%

(4)確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、230百万円であります。

## 12-2. (その他追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、現段階において入手可能な情報に基づいて、固定資産の減損損失および繰延税金資産の回収可能性を含む見積り項目に与える影響は軽微であると仮定して見積りを行っております。

しかし、この仮定は不確実性が高く、今後の動向によっては将来の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。